

広島県告示第二百六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
瀬丸地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

イ) 次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市		郡市・区
藤江町		町
		大字
奥涯地	丸山	小仁五
四八七四番	七七一七番	四八七八番
標柱一号	標柱二号及び三号	標柱四号
		標柱五号

ロ) 次に掲げる土地に存する標柱六号から十一号までを順次結んだ線及び標柱六号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市		郡市・区
藤江町		町
		大字
丸山	小仁五	小仁五
七七一五番	一	四九三三番
標柱七号	標柱六号、一〇号及び十一号	標柱九号